

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都市体育協会（以下「本会」という。）の定款第42条の規定に基づき、本会の運営並びに活動の推進に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本会の目的である市民スポーツの普及・振興に賛同して入会した法人、団体及び個人とし、本会の円滑な運営を図るため、財政面の援助を行うものとする。

(資格の期間)

第3条 賛助会員の資格の期間は、本会が年会費の入金を確認した日から、1年後の同月末日までとする。

(入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の「入会申込書」に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをし、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第5条 賛助会員は、次に定める会費を納入するものとする。

- (1) 法人及び団体会員 1口 年額10,000円
 - (2) 個人会員 1口 年額5,000円
- 2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員への特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 名刺等に「公益財団法人京都市体育協会賛助会員」との表記を行うことができること。
- (2) 本会情報誌、ホームページ、本会作成資料等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができること。
- (3) 本会が刊行する情報誌の配布を無料で受けることができること。
- (4) 本会が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

(除名)

第7条 本会は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員と

してふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

- 2 本会は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第8条 賛助会員は、退会通知を本会に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

(個人情報保護)

第9条 本会は、事業を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、取扱いについては適切に行わなければならない。また、公開できる範囲は、本人の同意があるものに限ることとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人京都市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。